

広島県告示第百九十二号

令和二年広島県告示第千二十六号（令和三年度及び令和四年度において県が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「告示」という。）の追加申請期間等について、次のとおり定めた。

令和三年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 追加申請期間

1 電子申請

別表各項上欄の期間内に電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参又は郵送等により別に提出すべき添付書類を同表各項下欄の日までに広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町一〇番五二号）に到達させなければならぬ（それぞれの期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

2 窓口における申請

別表上欄のとおり

二 申請に係る添付書類の特例

別表各項上欄の期間に行う追加申請には、告示別表第二二号上欄ただし書の規定にかかわらず、それぞれ別表各項中欄に掲げる日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書（以下「通知書」という。）で最新のものを添付するものとする。

また、告示別表第二注3第二段落の、広島県知事の許可を受けている者が窓口申請を行う場合の規定については、追加申請時には適用しない。

別表

追加申請期間	経営事項審査の結果通知書等の審査基準日	電子申請において別に出すべき添付書類の到達期限
令和三年五月一〇日（月）から 令和三年五月一四日（金）まで	令和元年一〇月一〇日	令和三年五月二一日（金）
令和三年七月五日（月）から 令和三年七月九日（金）まで	令和元年一二月五日	令和三年七月一六日（金）
令和三年一〇月四日（月）から 令和三年一〇月八日（金）まで	令和二年三月四日	令和三年一〇月一五日（金）
令和四年二月一四日（月）から 令和四年二月一八日（金）まで	令和二年七月一四日	令和四年二月二五日（金）
令和四年五月九日（月）から 令和四年五月一三日（金）まで	令和二年一〇月九日	令和四年五月二〇日（金）

令和四年九月五日
令和四年九月九日
(金)から
まで

令和三年二月五日

令和四年九月二六日
(金)